

行政手続等に関する押印見直し方針

1 趣旨

住民、事業者及び各種団体が、各種申請の際の負担を軽減するため、播磨町（以下「町」という。）へ提出する申請書等への押印の義務付けを段階的に廃止する。

また、庁内における内部書類についても押印の廃止を進めるとともに、省力化に努める。

2 基本方針

原則として全ての行政手続等において、押印を不要とする。

町独自の手続で廃止可能な押印については、令和3年度中に見直しを実施する。

3 押印見直しの検討範囲

今回の押印見直しの検討範囲は、町が押印の取扱権限を有した行政手続等で、廃止除外項目（下記7参照）に含まれていないものとする。

4 押印見直しの基準

押印見直しの基準は、原則として以下のとおりとする。

- (1) 条例等に根拠がない押印は、原則廃止する。
- (2) 条例等に基づき押印を求めている書面については、求めている押印の種類、行政手続等の内容・目的・趣旨等を踏まえた上で、次の事項について検討し、真に必要な場合を除き、条例等根拠規定を改正のうえ廃止する（詳細は判断チャートのとおり）。
 - ① 押印を求める積極的意味合いが小さいか。
 - ② 押印が求められている趣旨に合理的理由があるか。
 - ③ 押印が求められている趣旨（本人確認等）を他の手段により代替することが可能で、当該他の手段で申請者の負担を軽減できるか。
- (3) 押印の廃止とあわせて、本人確認が必要な行政手続等について、マイナンバーカードの提示を求める等、その担保方法を整理する。

5 具体的取組

- (1) 今回の押印見直しの検討範囲に含まれる行政手続等
概ね以下の手順で押印見直しを図っていくこととする。
 - ① 対象となる行政手続等の抽出（各グループ等）
 - ② ①で抽出された行政手続等における押印の見直し（各グループ等）
 - ③ ②による押印見直しの結果の精査、リスト化（総務グループ・企画グループ）
 - ④ 押印省略に係る特別措置規則等の制定（総務グループ）
 - ⑤ 押印省略に係る特別措置規則等の施行、押印見直し対象リストによる運用（各グ

ループ等)

- (2) 今回の押印見直しの検討範囲に含まれない行政手続等
 - ・ 国及び県の法令、条例等に基づく行政手続等の場合
国及び県の法令、条例、ガイドライン等に基づき町例規等を改正し、対応を図る。
 - ・ その他関係機関等の定めによる手続の場合
当該関係機関等のガイドライン等に基づき、必要な対応を図る。

6 スケジュール

- (1) 今回の押印見直しの検討範囲に含まれる行政手続等
令和3年夏までに押印見直し後の運用を開始する。
- (2) 今回の押印見直しの検討範囲に含まれない行政手続等
それぞれの法令、条例、ガイドライン等に基づき、適宜運用を開始する。

7 廃止除外項目

次のいずれかに該当するものは、今回の見直しにおいて、押印の廃止は行わない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条により記名押印が義務付けられている契約書
 - ・ 契約書には、協定書、覚書等契約書としての性質を備えているものを含む。
 - ・ 契約書に基づく委任状、請求書、領収書等を含む。
- (2) 上記以外の国及び県の法令、条例、通知等により押印が義務付けられているもの
 - ・ 国及び県の法令、条例、通知等により押印が義務付けられているものに基づく委任状、請求書、領収書等を含む。
- (3) 国及び県以外の関係機関等の定めにより押印が義務付けられているもの。
- (4) 請求書等の公金の支出に係るもの。

押印見直しの基準（判断チャート）

